

第6回姫路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議での指示事項

(令和2年5月15日)

政府は昨日、「直近1週間の10万人あたりの新規感染者が0.5人未満」という基準を1つの目安に、特定警戒都道府県以外の34県と特定警戒都道府県のうち茨城県など5つの県について、緊急事態宣言を解除しました。兵庫県などの8都道府県については、今の水準の警戒を緩める状況にないとみて、緊急事態を維持することとされました。

兵庫県では、外出、営業、通勤の自粛要請は継続するものの、本日、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、接待を伴う飲食店等全国でクラスターが発生した施設等を除いて休業要請を解除し、また、県立学校については登校日を設定するなど、一部施設の緩和に踏み切る方向が示されました。

本市におきましては、5月8日の前回の本部会議以降、感染者1名が発生しておりますが、県の対処方針等を受け、市立の学校については、手洗いや換気の徹底、3つの密を防ぐための取り組みを十分に行うなど、感染防止対策を徹底した上で、5月31日までの臨時休業中、登校可能日を週に1回程度設けることといたします。

しかしながら、依然油断できない状況であり、県も社会教育施設については現行の措置を継続するよう要請していることから、本市の観光・文化施設、スポーツ施設、貸館施設等においては、引き続き今月末まで休館といたします。

市民の皆様におかれましては、

- ・生活維持に必要な場合を除き、外出を控え、自宅で過ごしてください。
- ・不要不急の旅行や会合等は控えてください。人混みに出かけて、自らを接触のリスクにさらしてしまう機会は慎んでください。
- ・どうしても外出が必要な場合も、周りの人と一定の距離を取るなど「3密」を徹底して避けてください。

これまでどおり人と人との接触機会の8割削減を実現するため、引き続き市民の皆様のご協力をお願いいたします。

昨日、本市職員から陽性患者が発生いたしました。市民の皆様には不安な思いをおかけすることとなりましたが、当該職員は発症後、出勤はしておらず、施設についても直ちに閉鎖した上で徹底した消毒を行っており、来週からは業務を再開いたします。各部署においては、改めて感染防御の徹底や、事業がしっかりと継続できるように、業務継続計画の再確認を行うとともに、今一度、職員一人ひとりが意識を高めて、職員全員が一丸となり感染予防について最大限の取り組みを行うよう指示します。

緊急事態宣言が継続中であり、今、気を緩めると第2波、第3波と再び感染拡大につながる恐れがあります。今は、全力を尽くして、市民の皆さまの「命」・「暮らし」を守るという自覚を持って、対応に臨んでください。